資料４－６

司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

第二条関係―司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）

新	旧
司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則 （貸与申請の方式等） 第一条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条の三第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下この条及び次条第一項において「貸与申請書」という。）を最高裁判所に提出してしなければならない。 ２・３　（略） （修習専念資金の貸与の方法） 第二条　修習専念資金（法第六十七条の三第一項に規定する修習専念資金をいう。以下同じ。）は、貸与申請がされた日（貸与申請書を提出した日が同項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下この項及び第七条において「通常修習期間」という。）の開始の日前であるときは、当該開始の日に貸与申請がされ	司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則 （貸与申請の方式等） 第一条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条の二第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下この条及び次条第一項において「貸与申請書」という。）を最高裁判所に提出してしなければならない。 ２・３　（同上） （修習資金の貸与の方法） 第二条　修習資金（法第六十七条の二第一項に規定する修習資金をいう。以下同じ。）は、貸与申請がされた日（貸与申請書を提出した日が同項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下この項及び第七条において「修習期間」という。）の開始の日前であるときは、当該開始の日に貸与申請がされたものとみな

たものとみなす。）の属する貸与単位期間（通常修習期間をその開始の日又は各月においてその日に応当する通常修習期間内の日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の通常修習期間の開始の日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が通常修習期間内にないときは、通常修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の次の貸与単位期間（貸与申請がされた日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）に係る分からこれを貸与する。

2　修習専念資金は、次条の規定により各貸与単位期間ごとに定められる額の修習専念資金を、最高裁判所の定める日までに、最高裁判所の定める方法により交付して貸与するものとする。ただし、貸与申請に係る事実を確認することができない等の事情があるため、修習専念資金をその日までに交付することができないときは、その日後に交付することができる。

（修習専念資金の額）

第三条　修習専念資金の額は、一貸与単位期間につき十万円（以下この条において「基本額」という。）とする。

2　修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習期間をその開始の日又は各月においてその日に応当する修習期間内の日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の修習期間の開始の日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の次の貸与単位期間（貸与申請がされた日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）に係る分からこれを貸与する。

2　修習資金は、次条の規定により各貸与単位期間ごとに定められる額の修習資金を、最高裁判所の定める日までに、最高裁判所の定める方法により交付して貸与するものとする。ただし、貸与申請に係る事実を確認することができない等の事情があるため、修習資金をその日までに交付することができないときは、その日後に交付することができる。

（修習資金の額）

第三条　修習資金の額は、一貸与単位期間につき二十三万円（以下この条において「基本額」という。）とする。

2　修習資金の貸与を受けようとする者又は修習資

習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、次の各号のいずれかに該当する場合において、修習専念資金の額の変更を申請したときは、修習専念資金の額を一貸与単位期間につき十二万五千円に変更する。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がある場合

二　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がある場合

三　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合

金の貸与を受けている司法修習生が、次の各号に掲げる場合において、修習資金の額の変更を申請したときは、修習資金の額を一貸与単位期間につき当該各号に定める額に変更する。

一　基本額未満の額の修習資金の貸与を希望する場合　十八万円

二　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者

3　前項の規定による修習専念資金の額の変更を受

（削る）

及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合　二十五万五千円

三　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている場合　二十五万五千円

四　前二号に掲げる場合のいずれにも該当する場合　二十八万円

3　前項の規定による修習資金の額の変更を受けた者が、更に同項各号に掲げる場合に該当するものとして修習資金の額の変更を申請したときは、修習資金の額を一貸与単位期間につき当該各号に定める額に変更する。

4　前二項の規定による修習資金の額の変更を受け

けた者が、修習専念資金の額の基本額への変更を申請したときは、修習専念資金の額を基本額に変更する。

4　前二項の規定による申請は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書を最高裁判所に提出してしなければならない。

5　前条第一項の規定は、第二項及び第三項の規定による修習専念資金の額の変更の申請があった場合について準用する。

6　第二項に定める額の修習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、同項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなったときは、当該該当しないこととなった日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習専念資金の額を基本額に変更する。

（保証人）

第四条　修習専念資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの者を保証人に立てなければならない。

一・二　（略）

2　前項に規定する保証人は、修習専念資金の貸与

た者が、修習資金の額の基本額への変更を申請したときは、修習資金の額を基本額に変更する。

5　前三項の規定による申請は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書を最高裁判所に提出してしなければならない。

6　前条第一項の規定は、第二項から第四項までの規定による修習資金の額の変更の申請があった場合について準用する。

7　第二項各号（第一号を除く。）に定める額の修習資金の貸与を受けている司法修習生が、当該各号に掲げる場合に該当しないこととなったときは、当該該当しないこととなった日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習資金の額を基本額に変更する。ただし、同項第四号に掲げる場合に該当しないこととなった者が同項第二号又は第三号に掲げる場合になお該当するときは、当該各号に定める額に変更する。

（保証人）

第四条　修習資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの者を保証人に立てなければならない。

一・二　（同上）

2　前項に規定する保証人は、修習資金の貸与を受

を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十一条の規定は、修習専念資金の貸与については適用しない。

（修習専念資金の貸与の終了）

第六条　修習専念資金の貸与を受けている司法修習生について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、当該事由が生じた日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習専念資金を貸与しないものとする。

一　（略）

けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十一条の規定は、修習資金の貸与については適用しない。

（修習資金の貸与の終了）

第六条　修習資金の貸与を受けている司法修習生について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、当該事由が生じた日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習資金を貸与しないものとする。

一　（同上）

二　法第六十八条第一項又は第二項の規定により罷免されたとき。

三～五　（略）

（修習専念資金の返還の期限等）

第七条　修習専念資金の返還の期限は、通常修習期間の終了した月の翌月から起算して五年を経過した後十年以内で最高裁判所の定める日とし、その返還は、年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、最高裁判所の定めるところにより繰上返還をすることを妨げない。

（法第六十七条の三第三項に規定する最高裁判所の定める事由）

第七条の二　法第六十七条の三第三項に規定する最

二　法第六十八条の規定により罷免されたとき。

三～五　（同上）

（修習資金の返還の期限等）

第七条　修習資金の返還の期限は、修習期間の終了した月の翌月から起算して五年を経過した後十年以内で最高裁判所の定める日とし、その返還は、年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、最高裁判所の定めるところにより繰上返還をすることを妨げない。

（法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由）

第七条の二　法第六十七条の二第三項に規定する最

高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

一　修習専念資金の貸与を受けた者が給与所得（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。）以外の所得を有しない者（次号において「給与所得者」という。）である場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額（法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）における修学のための借入金（最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。）を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が三百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

二　修習専念資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額（借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）から必要経費を控除した残額が二百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれ

高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

一　修習資金の貸与を受けた者が給与所得（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。）以外の所得を有しない者（次号において「給与所得者」という。）である場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額（法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）における修学のための借入金（最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。）を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が三百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

二　修習資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額（借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）から必要経費を控除した残額が二百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが

かが生じたときを除く。）。

（期限の利益の喪失）

第八条　修習専念資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第七条の規定にかかわらず、最高裁判所の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。

一　正当な理由がなくて修習専念資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったとき。

二～四　（略）

2　修習専念資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第七条の規定にかかわらず、直ちに返還未済額の全部を返還しなければならない。

一～六　（略）

（返還明細書の提出）

第九条　修習専念資金の貸与を受けた者は、その貸与申請に係る修習専念資金の最後の貸与単位期間の末日までに、最高裁判所の定める事項を記載した返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、第六条の規定により修習専念資金を貸与しないものとされた場合には、最高裁判所の指定する日までに、同項に規定する返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

生じたときを除く。）。

（期限の利益の喪失）

第八条　修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第七条の規定にかかわらず、最高裁判所の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。

一　正当な理由がなくて修習資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったとき。

二～四　（同上）

2　修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第七条の規定にかかわらず、直ちに返還未済額の全部を返還しなければならない。

一～六　（同上）

（返還明細書の提出）

第九条　修習資金の貸与を受けた者は、その貸与申請に係る修習資金の最後の貸与単位期間の末日までに、最高裁判所の定める事項を記載した返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、第六条の規定により修習資金を貸与しないものとされた場合には、最高裁判所の指定する日までに、前項に規定する返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

（延滞利息）

第十条　修習資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修習資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（修習資金の貸与及び返還に関する書面の提出）

第十一条　最高裁判所は、修習資金の貸与を受け、又は受けようとする者及びその保証人又は保証人となるべき者に対し、この規則に定めるもののほか、最高裁判所の定めるところにより、修習資金の貸与及び返還に関し必要と認める書面の提出を求めることができる。

（補則）

第十二条　この規則に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

（延滞利息）

第十条　修習専念資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修習専念資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（修習専念資金の貸与及び返還に関する書面の提出）

第十一条　最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受け、又は受けようとする者及びその保証人又は保証人となるべき者に対し、この規則に定めるもののほか、最高裁判所の定めるところにより、修習専念資金の貸与及び返還に関し必要と認める書面の提出を求めることができる。

（補則）

第十二条　この規則に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。